

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
217	市社協等	<p>住宅があり、職があり、保証人がいても貸付の滞納者はいる。住宅が無く、保証人も無い人に生活費を貸付ても返済は見込めないと思う。失業等により生活費に困窮する対象者が安易に貸付を受けることが可能となるが、その間に就職して生活再建ができるかが課題である。要は雇用が無い 40～60 歳代が離職し就活するが、年齢不問ではあるが、雇用側はできるだけ若い者を安く採用したい。企業が雇用を控えている。就活側も仕事を選んではない。安易に貸付けることは本人たちの首を絞めるようなものであり、勤労意欲や返済意欲を損なうし、ハローワークで貸付を希望する就活者に対して、市社協へ行けば金を貸してくれると簡単に言わないでほしい。返済計画など無いに等しい。</p>
219	町村社協	<p>人口が少ないので個々の情報も把握しやすく、村内に身内が在住している場合が多く、生活保護や貸付の相談も少ない。また、持ち家でない人はほとんどいないので、生活保護の対象になりにくい。村民性が勤勉で良く働き、生活保護を受けることを良しとせず、そのようにならないよう日頃から心がけているように思えます。社協の職員についても常時2名程ですので、一人が何部門も担当しなければならない状況です。アンケートの設問は私どもの社協の規模では該当外に思えます。</p>
223	市社協等	<p>・就労に前向きな人ばかりが相談に来られるならば良いが、働く機会がありながら働いていない人の相談も多い。強く言えないし・・・、支援する事が難しい。・失業する前は収入が多い（一般的にどのくらいかわからないが社協職員より多い）にもかかわらず、貯蓄がなく生活費に困っていると相談に来るが、宝飾品を身につけ、高級車に乗ってくる方がある。貸付対象となれば貸しつけるべきなのか。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
224	市社協等	<p>相談者にとって、それぞれの雇用施策がハローワーク、行政、社協などに分かれているため、非常にわかりづらいと思われる。そのためのワンストップサービスが年末に行われたわけだが、本来のワンストップは、その窓口ですべてが受けられるべきであり、施策を別々の機関で行うことのほうが間違っているのではないか。特に社協が実施する総合支援資金は、ハローワークが行う就職安定資金融資と内容がほぼ同じであり、一本化して実施したほうが相談者のためである。相談者の目標は①就職して、②給料を得て、③生活費が支払えるようになることであり、全員に共通しているものである。職に就くには求人が増えなければ何ともならないし、ハローワークで職業相談が強化されなければいけない。相談者は社協でお金をかりることが目標ではない。この調査も雇用に結びつけるために、どのような人たちが社協に相談に来て、どんな内容であるのかということ进行调查しなければ、相談者の目標達成にはつながらないのではないか。現場の実態がこの調査内容ではまったく表現ができない。</p>
225	市社協等	<p>資金貸付の相談に来られる方は、民間の金融機関と違い、金利のかからない、又は低金利でお金が借りられるところとして認識しているのか、とにかくお金を貸してほしいという話が先になりがちで、アセスメントをしても家庭内の事情を話したがる。本来であれば、アセスメントをし資金貸付の利用等により、自立更生のための支援が必要だとは思いますが、来所される相談者は自立のための支援というよりは、資金貸付のみを必要としているように思う。また、現在の経済状況もあり、仮に就職などにより償還の見込みが立つと確認できたものであっても、数か月後には失業者になっている場合もあり、貸付をしても自立ができず一層生活が苦しく多重債務者となっている場合もあり、貸付制度自体、うまく機能していないと思われる。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
229	町村社協	<p>昨今の経済の悪化により、低所得問題は一層深刻化しています。年越派遣村で交通費を手にし、お酒を買ったり、無断外泊してしまったり、残念でもあり仕方なくもあり、非常に複雑な思いがします。同時に、政権に左右されることなくセーフティネット機能の強化が図られる社会を願ってやみません。社協は単に貸付・償還の窓口業務のみならず、自立に向けた相談援助支援という大きな使命を担っています。しかし、私ども社協の地域福祉活動推進課において、コミュニティ・ソーシャルワークをめざすスタッフと貸付事務担当者が同居しているにもかかわらず、業務が縦割りで連携はとろうとしたものの、認識のズレという課題があります。セーフティネットに関する理解を深め相談援助支援のスキルを磨き、ソーシャルアクションを視野に入れた、関係機関との連携や協働のあり方を学ぶ機会が必要ではないかと感じています。</p>
234	町村社協	<p>●●村の場合は法人格のない社協で、村の職員が日赤や共同募金等、又各種団体の事務局を持っております。介護保険や障害者、子育て等は福祉課の中で、又は村内の社会福祉法人に委託で行っておりますので、社協として考えるとアンケートにお答えするの困ってしまいます。</p>
235	町村社協	<p>特に無し。</p>
242	町村社協	<p>現在はこの資金の貸付が無く、よくわからないが、離職者支援資金ということを見ると、相談や貸付が増えてくると思う。利用者への情報はあまり得られているとは思わない。今までもそうではあるが、100%償還は無理である。ある雑誌には社協に行けばなんとかなるといって書かれてあったが、相談に来られた方がどんな理由（目的）で来たのかをよく知りえた上で、対応していくことが必要である。貸し付けたら終了ではなく、最後の返済まで（返済について、生活の相談について）かかわっていくべきである。今回、生活福祉資金が改正されたが、まだわかりにくい部分があったり、特にハローワーク、福祉事務所、町福祉係、社協といった連携がないので、このところをスムーズにいくことを考えていけば、よりよい。利用者に安心できる対応をもつことができる。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
244	市社協等	<p>・総合支援資金貸付以外の資金も含め相談者が増加しているが、その多くが1社以上の借入があり、その中には自己破産経験者も多く、貸付より生活保護にて生活安定を図る必要があると思われる申請者も相当数ある。・又積極的に求職活動をしている相談者もいるが、中には職のえり好みをしているために、希望する仕事の求人が無いとか、ハローワークは混雑しているから行きたくない等、消極的な人も多く、必要最小限の貸付で返済しやすくするようにと考える人が少ない。・社協では本人の申し出を信じる以外の方法が無いため、本人の状況確認をして真に貸付が必要な人に利用していただくには、ハローワークで一括して制限利用できるように、住宅手当や総合福祉資金貸付の実施機関をハローワークに一元化できると良いのではないかと。</p>
247	市社協等	<p>厚労省からの情報提供かどうかわかりませんが、新聞やテレビで貸付制度の利用が正しく報道されていないと思われる（安易にお金が借りられるとの印象を与える報道が多いのではないかと）。実際に相談者が、簡単にすぐに貸付を受けることが出来るという期待を持って窓口に来てしまう。相談につながるのは良いと思いますが……。また、失業者・求職中の貸付は、社会福祉協議会ではなく、すべてハローワークへ一体化すれば、利用者にとってもわかりやすく、良いのではないかと。</p>
248	市社協等	<p>セーフティネットは貸付でよいのか迷う。貸付は貸し倒れを前提にしているものなのか？今は、貸ししぶり批判、後にずさんな貸付審査と批判されるのが目に見える。</p>
249	市社協等	<p>・何年も正規雇用での職がない方、親族、地域と良い関係が築けていない方など、他に課題を抱えてみえる方が多く、貸付以外の支援のあり方を学んでいきたい（そのためには、職員の増員や係の新設等も必要ではないかと考える）。・“家族関係”や“家計状況”等、住民にとってあまり知られたくない情報を引き出しつつ、信頼関係を築き、場合によっては生活を立て直すためのアドバイス（指導も？）を行うには、どのような手法が必要か等、職員の研修が必要である（県社協などでできないかと考えている）。</p>
252	町村社協	<p>緊急対策とはいえ、貸付である以上、借りたら返すのは当然のこと。本人のやる気（誠意）や返済見込みを確認しながら慎重に対応（貸付）することは、この分野の事業においては守るべきだと思う。安易に窓口に見える人がいるため、そのような感覚で情報が伝わってしまうことは、どうかと思う。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
260	市社協等	<p>・地域福祉との連携の項目について、逆にどんな連携手段（具体的に）あると思いますか？・借受世帯の自立に向けた貸し付けを行っていますが、自立のための支援とは、どこまで関わるべきなのか？外国人の派遣切りで貸付の申請に来る場合は、どうしようもなくといった状況がわかりやすいが・・・。日本人の申請者の場合、背景にサラ金の借金やだらしない生活、金銭管理の問題、家庭環境が悪いなど、また本人の自立心の欠如等、問題はあまりにも複雑です。・お金を貸すという事が中心ですが、それ以外の複雑な問題に関して、担当者としては手探りのような状況です。でも、そこが良くならなければ計画的な償還や自立にはつながらないような気がします。</p>
262	市社協等	<p>貸付の制度だが「求職活動をしている」という事で、「償還の見込みあり」と判断しているため、回収不能となるケースが多くなると予想される。ハローワーク、福祉事務所、社協と窓口が分かっていたり、住宅手当（給付）と住宅入居費（貸付）の違いなどがわかりにくく、相談者が十分に理解できないケースが多い。年金を掛けていなかったり、公共料金を払っていないなどの義務を果たしていないケースや、贅沢な暮らしをしてきた結果の破綻などのケースが非常に多い。平成21年1月から相談件数が、それまでの4倍、新制度での対応が始まった10月は、さらに3倍に増えたが、資金の関係で対応人員を増やしていない。様式や判断の基準などの変更が多くあり、制度改正前に調整が必要だった。</p>
265	町村社協	<p>アンケートについて、いくつかの設問で、読み方により答え方がまったく違うものもあった。・生活福祉資金が、一部の借受人に「貸付」より「給付」として、国が行っている施策ととられている様な印象がある。返す気持ちがあるが、現実に生活が崩壊寸前の借受人には、日本経済が“リーマン”以前に収入が戻らないと全額返済は困難ではないか？・自立計画自体が年齢的に作成できにくいケースがある。又、金銭管理が少し難しくなっている方も少なくなく、社協として、それら全ての人を自立させていくことは難しい（負債の額も認識していない人、手元にあるお金をすべて使ってしまう人等で、健康で仕事ができる年齢でも）。・申請者はなかなか負債の事をくわしく話さない（生活保護の申請になると詳しく話す）。・平成21年10月以前より審査は速くなったが、それでも1か月くらい、結果待ち（県での審査件数のキャパを超えている為）なので、その内に生活費が底をついてしまうとの申請者からクレームがある。・自己破産しなければ、生活が再建できない人が相談にくることがある。その場合、無料の弁護士相談</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
		を紹介しても行かないで、そのままにしてしまう人もいた。どこまで自立(?)に係るかが難しい。
268	市社協等	総合支援資金の貸付条件の中に「実施主体(=社協)による支援を行うこと」とあるが、実際には、就労指導や金銭管理能力向上支援などを行えるだけの相談員の技術や関係機関との連携もできておらず、支援員の増設も容易ではない。県または厚労省からの具体的な示唆もなく、市社協として大変困惑している。
270	市社協等	①ハローワーク、行政、社協でセーフティネット対策を行っているが、一本化(支援内容、窓口等)しなければいけないと思う。②現状の対策では、国が各機関への「バラマキ」事業にしかみえない!③一本化しなければ、各機関との共有情報の管理は絶対に無理である!④どの資金(貸付)等も時間がかかるため、独自(社協)貸付で対応している!
271	市社協等	なし。
272	町村社協	今まで、高齢者、障害者に対応することが中心だった貸付制度が、失業者対策に変更されたことに戸惑いがある。社会的に排除されかかっている人も包摂しているインクルージョンの考えもわかるが、限られた人材の中で限界もある。当面はハローワーク、行政生活保護担当課と連携しながら(今までにないくらい役割分担がはっきりし、連携がとれている)対応していくにしても、他の業務に支障が出始めていることを考えると、何らかの体制整備を望む。
273	町村社協	なぜ社会福祉協議会が貸付事業をしなくてはならないのか疑問を感じます。
275	町村社協	●●町は・・・合併により新市となります。それに伴い、社協も合併するため、今回アンケートにお答えしたことについて変更される点があると思いますので、ご了承ください。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
276	町村社協	現在の制度は、ばら撒き色が強く、自立へ繋げるための制度とは思えない。相談に来る利用者も簡単に借入が出来ると認識している。反省無くして生活改善や自立が見込めるものではなく、一時的に改善されても再度生活困窮に陥るケースがほとんどである。自立支援には時間も人手もかかるが、県からの事務委託費は人件費に充当できないため、十分な職員体制が組めない現状である。体制作りが出来ていない状況で次々にあらたな制度を施行し、現場は混乱している。国の対応はその場しのぎであると感じざるを得ない。また、現場は自立支援に向け懸命に取り組んでいるにもかかわらず、実施主体である県社会福祉協議会は、あきらかに償還不能であるケースであっても取りあえず貸付、償還できなくても仕方ないといった対応をしている。自立支援のための制度であるのに、実際は国民からの批判をさけるためのその場しのぎの対応でしかないのではないかと感じる。
285	町村社協	昨年、この制度が施行された時、社協職員の担当者が認識されていなかった事に大きな疑問がありました。私達の様な小さな社協では、基幹社協の様な専門支援員はいない。すべて兼務となっている。借受人との相談・関わりが中途半端となっています。専門的に関わる職員が必要である反面、財源的にも採用は無理である。といったのが現状です。
290	市社協等	就労できることを前提に貸し付けているので、1年後、1年半後の雇用環境が改善されることを期待しています。
292	町村社協	緊急支援小口資金や総合支援資金の貸付相談が相当増えているが、人件費の補助がないのでは社協の機能がマヒする。貸付資金は返すべきものであるが、今後の償還について、大半がこげつくとわかっていながら、貸付するのは納得ができない。
293	町村社協	本町は平成 22 年 1 月 1 日合併したため、ご希望のそった回答でないかも？地域性が有り対象者が見えていない。
296	市社協等	・連保人不要、民生の関わり不要（総合）等、貸すことばかりに重点がおかれ、償還につながらないのでは？・借受人との定期的な面談については、就労先を紹介できるわけでもなく、内容が非常に難しい。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
302	市社協等	本来総合支援資金が目指す生活再建のための継続的な相談支援という意味では、社協だけでは限界があり、他機関とのより密接な連携が必要であると思います。第1回目のワンストップサービスデイの際に参加させていただき、相談者にとってはその場で適切な制度につながるということは大きなメリットでありますし、各機関との連携を図るという意味では意義があると思いましたが、ただし準備不足や窓口での人員不足が否めない現状です。
304	市社協等	総合支援資金については失業等の原因により、借入れをせねばならない状況にもかかわらず、ご自身の状況の理解が甘い場合もあり、そういった場合には、支援の限界を感じる。
305	市社協等	現下の景気低迷により失業者の増大によるセーフティネットは必要と思うが、生活保護と生活支援の境界がボーダレスになっている。また離職者の中には勤労意欲が低いものも見受けられる。
307	市社協等	アンケート自体が実際に業務を行っている現場の状況をよく分かっていない。事業を行うのに人件費の補助はなく、通常の地域福祉業務等と兼務している職員ばかりで、貸付事業について十分な時間を割くことは難しい。制度を実施するなら相談窓口等の状況をよく把握した上で行うべきである。
308	市社協等	失業者に対する給付・貸付業務に関して、窓口がそれぞれバラバラ（市、ハローワーク、社協）であるため、申込者があちこち何度も足を運ばなければならない。またそれぞれ関係機関との連携が充分とれていないと感じている。
310	市社協等	本来社協として実施すべき相談と一体的な貸付というものからは遠く離れた貸付事業の感が強く、単なる融資窓口の1つのように思える。まだ償還期間に入る者はいないが、従来の生活福祉資金の償還率からみても果たしてどうなのか？制度は今後も継続実施して行けるのか。実際に相談者と接する者としては、「仕事が見つかるか分からない」「先の事は分からない」などと言われると償還計画、自立に向けた計画よりお金を借りるだけの制度、事業に思える。
313	市社協等	ばらまき感があり、この制度には賛成できない。
317	町村社協	総合支援資金の貸付条件があまく、償還を本当にしていただけるのか不安である。



入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
319	市社協等	総合支援資金の貸付に相談される方については、そのほとんどが金銭管理および就労能力において問題があるケースがあると考えています、しかし、これらの問題を解決していくためには、長期間を費やし、義務教育程度の学習や社会人としての心構えをはじめとする礼儀等を学ぶ機会が必要ではないかと考えます。しかしながら、実際にはそのような学ぶ環境を整えても、これをきっかけに自立した生計維持に結びつくようなケースはまれではないかと感じます。
324	市社協等	書類の多さ、申請、貸付に至るまでの時間等を考えると、どこまで利用者のことを考えて作った制度なのか疑問が残る制度である。また、人件費の確保、担当職員の増員、督促についての事前の対策、準備がされないまま無理矢理開始された制度なので、「支援政策にお金をかけた」というだけのアドバルーンにしかになっていない。→やがて空気が抜けて落ちてしまう→巨額の不良債権をかかえる。社協職員は常に利用者のことを考え親身になっているのに、手持ちのカード（サービス）がこれでは、今後継続性のある有用な支援のカードとして利用者に差し出せないと思う。
327	町村社協	貸付までの事務（書類準備、民生委員との連絡調整）など、時間がかかるので、事務手続きをもう少し簡素化できると、よりもっと借受人へ関われる時間が持てると感じられる。
332	市社協等	本当に必要な人に貸付けて、いるのか疑問である。
335	市社協等	制度が 10 月で改定されたが、現場や借受人のためになっていない。 （例）臨時特例つなぎ資金→住宅のない離職者が 1 月以内の償還はできない。
336	市社協等	制度が改正され、内容について部分的に広報されたことで、自分に都合の良い解釈をされた方が多く、来所され説明すると話が違うと言われる方が多い。使いやすい制度になったと言われているが、実際には以前とほとんどかわっていない。収入が一時的に減少した方や離職されている方となると、仕事はアルバイトを続けながら正規職員を目指して努力しておられる方などに利用していただけない。
339	町村社協	あまり良い制度とは思いません。
341	町村社協	特になし。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
347	市社協等	相談者はとりあえず「お金を借りる」という方がほとんどで、多重債務等の方が多い。離職により生活維持が困難というよりも借金返済ができなくなり相談に来られる方が多く、相談件数が前年度の3～5倍位に増えている。自立、償還の見込みがたたず、自立計画が策定できないため貸付申込まで至らない方が多い。相談件数は急激に増加し、1件あたりの相談時間もかかるため相談員の増員を図るべく人件費の補助を強くお願いしたい。
349	市社協等	雇用情勢の悪化に迅速に対応するため、雇用のセーフティネット施策の一環として失業者等に総合的な支援としての貸付制度であるが、数年の失業期間、自己都合により離職した相談者がほとんどである。生活費を貸付することにより、一時的な安定した生活はできるが、貸付期間が終了した後の生活が自立支援につながるか不明である。援助指導から相談支援を行うことで借受人の継続的支援が重要である。
350	市社協等	専任相談員の設置が必要。県・市の助成は望み薄である、国の制度が必要と思われる。
351	市社協等	各部署が、「我がこと、我が業務」のみを行い、利用者目線になっていない。民間企業では考えられない。社協の主な財源である行政からの補助金を大幅に減額し、自主財源を稼ぐ事業を職員が積極的に考え実施すべきである。甘え体質がひどい。
354	町村社協	都市部とは違い生活基盤（住宅、家族等）が出来ている方が多く、資金ニーズのほとんどが、一時的な生活資金を必要とされている低所得者である。しかしながら、今後ますます雇用環境が悪化するものと見込まれるため、本来の総合支援資金のニーズは高まってくると思われる。その時に備え、今後準備をしていきたいと考えます。
355	市社協等	貸付に関するメディア等（TV、ラジオ、新聞）の報道の仕方で、当事者が勘違いや理解（意義）のはき違いで来られる（相談する）ことが多く、その方にとっては、2度手間、3度手間を踏むケースがよくあります。その時は適切に相談（ハローワーク）しながら、本来の「福祉の貸付」の意味を理解していただくための説明を行っています。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
358	市社協等	運営要綱に相談員の配置が規定されているのであるから、専任の相談員が配置できるように、人件費を補助するべきだと思う（国 10/10 の補助で）。担当職員が全員兼務で貸付業務を行っているので、事務処理だけで終わっている。ハローワークの訓練、生活支援給付と臨時特例つなぎ資金が併用できることが末端まで周知できていない。しかも実際には、併用しても臨時特例つなぎ資金が使いにくい。
361	町村社協	田舎の山間部のため、自営で経営不振というケースの相談は多いが、県社協の方から、表向きは自営の方も利用できるがあるが、実際はムリと言われたため、難しいなと思います。また、地域性や近年の民生委員のあり方にも関連すると思うのですが、民生委員に借受人が相談に行くということが大変嫌います。そのため貸付の申請までいかないことがほとんどです。
362	町村社協	過疎地域のため相談や申請は少なく負担になっていませんが、都市部や県レベルでは大変混乱していると聞いている。勉強不足で申し訳ないが、実質的に給付に近い制度ではないのかという疑問があります。
363	町村社協	この資金を利用する方は何らかの問題点をもっている。①生き方、考え（家族、人間関係、育った環境）、その人の気持ちの持ち方②健康面③就労の場がない等があげられる。10人いたら10人とも同じ生き方をしていない。自立とは社会とのつながりです。助けられたり助けたり（ボランティア精神）がとても大切だと思いますので、総合支援資金を利用した方は、ボランティア活動を義務づけ、ボランティア活動をとおして社会生活に向けて、自立支援していけるのではないかと。
365	市社協等	制度（相談支援）が先行し、それを担保にするための人材（人件費・事務費）が確保されていない状況があり、相談支援対策はできない。臨時的な措置（平成 21 年度第 2 次補正による市町村社協への相談員配置）ではなく、通常制度としての人材配置支援制度が不可欠である。
367	市社協等	香川県においては総合支援資金の専門員が、高松市を除いて県社協に 1 名（非常勤）配置されているのみで、借受人の相談・支援が非常に手薄である。制度の本来の目的を達成するためには、最低でも広域に 2~3 名の専従担当者が必要ではないかと思う。以上のことから、貸付件数は伸びても、当初の目的である相談・支援については、現場レベルでは全く機能していない。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
368	町村社協	職員も他業務との兼務であるので時間が作りにくく、事務も繁雑であるので混乱寸前である。利用者は消費者金融感覚で、すぐ貸付が可能だと認識しているケースが多く、現金の早期支給を求められる。現在の時代背景においては、やむを得ないというところもあるが、安易な借金を望むケースが多い。緊急小口資金においては、提出書類取得の際に有料なものがあるので、書類をそろえるだけでも困る。また、連絡手段のない利用者もいるため、緊急が緊急にならない。
370	町村社協	今すぐに動ける人材が必要で、もう来年度は件数も落ちつくと思われる。
377	町村社協	総合支援基金に関する相談がなく、自立支援への対応は県社協と協力しながら取り組んでいきたい。
379	市社協等	相談者は今すぐにお金が必要という方が多い。特に総合支援基金は申請までに時間を要する為相談員との面接にもつながらないことが多い。もちろん生活再建ということが目的であるため、面談を重ね生活再建に向けての支援が必要であると思うが、迅速な対応という観点では全くそうではなく、相談者の求めるものとは相違していると思われる。
389	市社協等	10月から総合支援資金へ変更になって思った程来客がない。PR不足であるのか、または貸付が現在本当に必要ないのかどちらかであるのか、と考えている。しかし資金貸付後の償還率の低さについて考えると、その償還への専門的なノウハウがあるわけでもなく、社協の職員として総合支援資金の優先順位は低い。片手間に行っている感が強い。
390	市社協等	事業自体が貸付であり、現在の格差社会の中で自立に向けた貸付というのはわずかでし考えられない。特に40代、50代の離職状況や就労状況など償還に向けた収入が得られるかどうか？そう思うと貸付というより給付の様な資金の貸付で良いのかという疑問と、何とか資金を貸してやりたいという矛盾にかられる。日本の将来は大丈夫なのかと常々思います。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
396	町村社協	総合資金の対象について。自己都合で退職した場合は、失業給付の受給まで3ヶ月ほど時間を要しますが、この間の繋ぎ資金の整備が望まれます。県社協に相談すると、「辞める時点でこのことがわかっている」、「退職金の活用」等と回答してきますが、「辞表を書かされたケース」や「退職金が支給されないケース」もあります。この部分の改善要望を上申していただくよう県社協にお願いしていたのですが、今回の改正では、対応できていません。
402	町村社協	社協＝生活福祉資金という考え方で良いかと思います。行政（福祉事務所）が行った方がより効果的であると考えています。また今回の制度改革により、本当の自立が妨げられているのではないかと、過度の支援はその人のアイデンティティを壊してしまいかねると思っているからです。
406	市社協等	総合支援資金の借入れなどについては、相談があった場合、他の関係機関との連携が必要になってきますが、相当の時間数をかけていかないと解決までには至らないと思います。現在当社協では人員不足の感があり、対応には苦慮するのではと懸念しています。
409	市社協等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の方が多いので、時間的にアセスメントを十分にとって、対応できる状況ではありません。</li> <li>・相談に来られる方は求職活動をしても就職できずに、肉体的にも精神的にも疲れて来られていると思います。</li> <li>・そのような状況の中、時間をかけて申し込み、決定が申請額より減額され、貸付期間も申請期間より短縮されているので、あまり緩やかにはできないと思いますが、もう少し上のせして少し安心できる額、期間にできないのだろうかと感じています。</li> <li>・いずれにしても貸付期間中に就職できなければ生活保護しかありませんので、何とか雇用の早期回復を切に望みます。（設問に対して、ずれていると思いますが、今感じていることを述べさせて頂きました）。</li> </ul>
411	市社協等	貸付財源や償還のことを考えると、現在の雇用対策や低所得対策を将来へ先送りしているように感じる。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
414	町村社協	<p>・昨年 10 月からの制度改正後から窓口に 10 名程度の相談者がいらしたが、計画者の作成の段階で申請を断念され申込みにつながっていない。・相談内容から判断すれば、就労するまでの生活費を借入れることは一時的には救済できると思うが、再就職につながらない場合を考えると、生活保護の受給を受けた方が良いのではないかと考えるケースが多い。・借受人にとっては自立計画書等の作成も重荷になるのではないかとと思われる。実際まだ事例がないので感想は皆無である。</p>
419	市社協等	<p>ぎりぎりになって相談にこられるケースが多く、どんなケースであっても繋ぎ資金を必要とされている場合が多い。また、お金だけの支援を求められておられ、今後生活指導を必要と感じておられない方がほとんどであるように感じる。</p>
424	町村社協	<p>実際、貸付の相談業務に携わっておりますが、相談者の半数以上の方が、生活設計をたてずに過ごしてこられているように、見受けられます。そのような方々に対しての生活支援は難しい点があるかと思われま</p>
430	町村社協	<p>総合支援資金の貸付条件として、失業給付を受けるもの、又、受けることが決定している場合は、貸付対象としないとあるが、自己都合での退職の場合は、失業給付が 3 か月後となっているため収入がない。失業給付を受けるまでの間の貸付ができないものかと思う。又、償還についてだが、最終貸付日の 6 か月後に償還が始まることになるが、まだ職がみつかっていない場合、収入がないため償還できないケースが発生すると思う。その時の対応をどうするかなど、問題がでてくると思う。</p>
431	市社協等	<p>社協自体厳しい行財政の中、職員減に反比例し、日常生活自立支援事業や貸付等、県社協からの受託事業が増えており、ケースに対応が厳しくなっている現実があり、相談（主訴）をじっくりと聞くことが困難な状況である。ともに、相談（来訪者）にも変化があり、アルコール飲酒し来所するケースや、薬等服用していると思われる来訪者が増え続けている。対応に苦慮するケースが多くなっていると感じる。相談ケースは多いものの、申込に至るケースはごくわずかであり、住宅ローンを抱え失業してしまっている生計中心者からの相談も増えており、法的な専門家との連携が急務であると感じています。</p>
433	市社協等	<p>生活福祉資金の制度改正に伴い、相談件数が増えた。しかし、どの社協も相談員増はできず、今の人員で対応しているのが現状である。さらに、他の業務と兼任することが普通であり、十分な相談に対する受入れは難しい。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
435	市社協等	<p>21. 10月の改正後、相談・貸付件数が飛躍的に伸び、その事務に時間をとられ、本人の総合的支援という視点が必要だということは、頭ではわかっているものの後手になっているのが現状である。あわせて、利用者層も20～50歳代の方々が圧倒的に多く、社協の地域福祉事業の中でも従来から関わりが弱かった年齢層に対して、どのような支援ができるか試行錯誤している。今後は、市行政保護課、ハローワークとの連携はもちろん必要だが、利用者の生活課題は複雑であり、障がい者（特に精神障害者）の地域移行、青年層の引きこもり、虐待、自殺などの今日的課題も少なくなく、社協でしっかりと受け止め、関係機関と一体となって支援する体制が必要だと考える。未だ制度改正後の混乱状態にあるが、困難事例等にほぼ例外なく見受けられる「経済的課題」への有効な資源として、今回の要件緩和は歓迎するものであり、その経済的課題を切り口に、社協ならではの支援というものを開発したいと考えている。今後の事例の蓄積を進める中で進めていきたい。</p>
438	町村社協	<p>昨年10月より、生活福祉資金制度が改正されたが、今年度にあたっては、12月25日現在、相談件数20件中、決定12件、貸付総額1千万円超が決定されている。中でも10月は5件の相談、11月は6件の相談であり、不景気をもう感じている。国に対して、雇用施策に力を入れてもらいたいと強く感じる。</p>
439	町村社協	<p>・昨年10月の改正によって、借りやすい状況となったところは、非常にうれしいことだが、担当者が少ない現状にある。 ・返済についての協議を申請者で行うが、総合支援資金を申請時、仕事をしていない方が多いため、本当に返済できるか不安である。</p>
443	町村社協	<p>貸付時は社協で、返済時にも社協で返済を強く求められ、返済できない事案がある事を思うと、なかなか貸付にも消極的にならざるを得ないように思えます。</p>
444	市社協等	<p>「借りやすく貸しやすく」をモットーに、制度改正されたようであるが、以前にも増して、借りにくく貸しにくくなっているのではと疑問に思う。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
448	市社協等	<p>総合支援資金や生活福祉資金の貸付については、広報や案内、チラシ、又テレビでの支援の放映等、簡単に借入が出来るような後方や宣伝がされているように感じます。実際の申込み基準や審査基準のハードルは高く、第1のステップさえクリアできない人達が多いと思います。又、対応していて、貸付相談に来られる方も現在の生活状況や考え方や将来の目的等も、その場しのぎ的な考えや言動をされる方も少なくなく、貸付をしても将来の返済が可能（償還をできるのか）だと思える方が少ないように感じています（銀行では貸してくれないから、サラ金に手を出すよりいいから等）。返済計画をしっかりとっていない方には、現実問題として貸付をする事は難しいという事が多いです（総合支援資金の目的でもある“自立”という考えを持っていない人が多いです）。</p>
451	町村社協	<p>本資金の取扱い実績も無く、アンケートに答え辛かった。</p>
452	町村社協	<p>総合支援資金の貸付事業自体が国からの（県社協）委託であり、借受人に対する対応のしかた等が周知されていない。国・県で担当者に対する研修・相談援助の指導等を積極的に行ってほしい。又、地方にいくほど相談者も少ないように思う。</p>
454	町村社協	<p>行政からの補助金は、1人分の人件費もないので、介護保険の収入で何とかやりくりしているのが、当社協の現状です。恥ずかしながら質問の回答になっていないかもしれませんが、正直いって個別に自立支援をやっていく余裕等ないです。</p>
455	町村社協	<p>このアンケートについて、人口10,000人程度、社協担当者1人（事務局長、専門員、ケアマネ、生福担当兼務）の状況では、答えようがありません。広報はしていますが、地元（ハローワークまで車で1時間）にハローワークが無いので、連携を行った事ありません。弱小社協に対応は難しいと思っています。</p>
456	町村社協	<p>総合支援資金の借受人がいない為、自分の思っている事がわかる範囲で記入しました。</p>
458	町村社協	<p>小規模の町村社協では、当該資金の貸付事務は専任職員をおけない状況で専門員や局長が兼務で行っている。自立計画の策定など困難では？</p>
459	町村社協	<p>失業して、この資金の該当者と思い相談を受けたが貸付要件に当てはまらなかった方がいた（離職の為、ハローワークが遠く旅費の負担が大きい等）。貸付の要件がきびしいと思う。結果的に生活保護に頼る事になってしまう。</p>



入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
460	市社協等	・40 歳代、50 歳代の相談者も多く、職業訓練の受講に「意欲的でない」ため、課題も多く自立計画の策定も難しい。・指摘されており、目標や計画が達成されているかの確認がとれていない（順当に就職を決め、償還が計画通りに運ぶかの不安は残る）。
461	市社協等	借受人の償還が乏しい。もっと他法の活用を。
462	市社協等	昨年 10 月改正以降連帯保証人が緩和され借入がしやすくなった感じがしますが、それに伴い担当者（兼務）の業務量が増え、他事業の影響を心配している。現在の事務費では兼任せざるを得ない。
464	町村社協	総合支援資金の貸付の実績がなく、皆様のアンケートに十分な回答ができなくて、失礼しています。現在のところ、困窮世帯へは、緊急に社協独自の助け合い金庫の貸付で対応しており、総合支援資金の貸付はこれからで、村民の福祉の充実に推進していきたいと思えます。
467	町村社協	該当件数がほとんどないので、支援に至らない。
468	町村社協	借受人の自立支援計画のモニタリングが重要なのは分かるが、本人の意欲や努力が結果に反映されない場合、その後の支援のあり方等懸念される。
470	市社協等	相談者はこの貸付を「自立支援のため」とは捉えておらず、貸付以外の支援を求めている方がほとんど。このため、貸付の目的や、そのための必要書類を説明すると「面倒だ」「とにかく困っているから社協はお金を貸して当たり前」と主張され、自立支援のための貸付が行えないのが現状。また、総合支援資金が創設されたことで、職員が一名増となったものの、正規雇用ではなく、雇用期間も数ヶ月単位の更新となっているので、いつまで更新が続くか不安。
472	市社協等	・アンケートについて。このアンケート実施の主旨が分かりませんでした。何のために、アンケートを実施し、アンケートの集約後、この内容で何に活用し、今後の方向性に活かしていくのかが、読み取りできませんでした。また、質問方法が画一的に感じられました。
473	市社協等	・貸付以外の業務が多すぎて、貸付にかけられる時間が少ない。・総合支援資金については、民生委員とのかかわりもなく、「世帯への維持的な支援」というよりも、「単なる金の貸付」となっているようにしか思えない。社協でのやりとりも、窓口をハローワークなどに一本化してエネルギーを集中させたほうが効率的といわれる。

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
474	市社協等	<p>新制度となり、非常に借りやすい資金となった。実際相談に来る方が条件を満たせば申請手続きを行うが、返済能力が本当にあるのかどうか疑問を感じる人も多い。貸し付けることで自立につながるケースは少ないと思うので、貸付条件はある程度厳しくしても良いと感じる。</p> <p>(今までも借入しているが、返済実績のない人、借金の多い人、病気がちで仕事が続かない人、真剣に就職活動をしているように見受けられない人、このような人も審査が通れば借りられてしまうのは疑問である。かと言って一担当の判断で申請を受け付けられない訳にはいかない。)</p>
475	市社協等	<p>貸付相談や申込時において生活全般、家計への適度なアドバイスをすることはできるが、貸付後においては、プライベート部分の介入はしづらい。</p>
476	市社協等	<p>ただ貸付という形での支援策は、結果的には本人の借金を増やし自立を逆にさまたげている。雇用対策にもっと力を入れないと根本解決にならない。</p>
477	市社協等	<p>空理、空論のアンケートより実際、実習を半年ぐらい様々な場所でやればよくわかるのではないですか。そのアンケート事務費を職員増に回してほしい。その大学関係者を減らして現場で働けばいいのではないですか。結果を製本にして誰もみないし、金だけかかってくだらない。だいたい問題があるとわかっているアンケートの予算がついているんだから、現場を厚くすれば（その予算で）と思う。</p>
478	市社協等	<p>貸付部門という独立したものなどなく、増加した相談者に、組織全体で対応しているのが現状です。その辺、分かった上での調査なのでしょうか。答えていて、非常に疑問を感じました。</p>
479	市社協等	<p>相談者の多くは金銭的、精神的に余裕がなく、例えば多重債務整理等の助言、紹介を受け入れることはない。とにかく早く借りられさえできれば、という方が多く、中には精神や体を病んでいる人もみえるが、その相談にさえ応じるという気力、姿勢もない。(こちらから他機関、制度の利用、申請まで本人がすべきことさえ援助するケースも少なくない)。他の相談機関、特に職安は、国の機密のためか、自分の担当以外の仕事を(職安内部でさえ)していないように感じられる。本来であれば、職安で行っている種々の支援策の説明、紹介さえしていねいにしないまま(職安内部署間横の連携がとれていないのか)、とにか</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
		<p>く貸付なら社協へ行くように、という態度のように感じられる（相談に訪れた人の話から類推してのことだが・・・）。本来なら、雇用支援と一体で、ワンストップのような施策を職安で行う（手続き、申請も含めて）のが理想と思うが、職安に福祉の相談援助経験のある職員（ソーシャルワーカー）を配置（又は養成）できないようであれば、現状のように、相談者は苦勞するかもしれないが、複数窓口で多種制度を現状のように対応するしかないと思う。国の言うようなワンストップを増やすことは、社協のような少人数職場（ヘルパーなど現状職員は含まない）の負担は著しく大きくなり、業務に支障をきたします。</p>
480	市社協等	<p>個人的には、区役所生活保護係あるいはハローワークなどが、一体的に行ったほうが効果は高いと思われる。社会福祉協議会があえて本事業を担う必要性があまり見えない。連携、協賛機関という位置づけでいいのではと思う。</p>
483	市社協等	<p>●●市の社協では、支援資金援助の直接的な支援業務は担当していません。・地域生活での支援相談があれば、個々に対応しています。※添付されていた付箋の内容を転記。</p>
490	市社協等	<p>問 15 の「自立計画書」のレベルが判らない。兵庫県の申込み書には就労（就職活動計画）を6ヶ月分記入する所はある。問 22 の問はナンセンス。離職者が貸付希望されているのです。P6-B・Cをやる事が、本来社協がやる意義である。それができないのが現実。計画書はないが、そういう視点で貸付を行っているつもりである。実現には、人的体制を強化しなければ絶対に無理である。職員が今にもつぶれます。P5～P6のA-B-Cのような仕組みをしながら、ソーシャルワーク機能を生かした貸付をするのなら社協が貸付を行う意味はあると思います。必要な世帯には、貸付を行うべきですし、支援計画も必要だと思います。今の考え方では、社協がやっている意味がない。民生との協力も本当の意味で機能しているのか？償還についても設問がないが、これから出来るようにしていく事は、自立に向っている証明になる。もっと支援体制考えるべき。</p>
492	市社協等	<p>総合支援資金は、貸付をしても、現在の雇用状況が厳しいので、雇用結びついておらず、本資金も貸付しても償還することが困難となっている。多重債務におちいる危険性を含んでいるので、雇用対策（採用）を十分行ったうえでの、短期的な生活費の給付が望ましいと思います。</p>

入力 NO.	社協属性	問 45 自由記入
495	市社協等	<p>・金銭支援がより望まれるかもしれないが、償還のことを考えるとマッチしない。・全般的な支援に取り組む必要がある。・経済が悪循環となっているかもしれないが、労働の場の拡大を図り、生活を安定させる必要があると考える。</p>
503	市社協等	<p>上記、問 44 (ケ) 欄のとおり、借受人に対して自立支援にむけた相談業務が出来る状況ではない。想定をはるかに超える貸付への対応に職員は忙殺しており、自立支援にまで手がまわらない。総合支援資金貸付制度は、当市では住宅手当の所管との連携もスムーズに出来ており、新しいセーフティネットとしての機能は果たしていると考えられる。但し、貸付することにより、自立が見込める世帯を窓口で判断する事は困難であり、生活保護と同制度の位置づけが急務と思う。雇用情勢は厳しく当所を訪れる方の生活状況は厳しいものがあります。市民の相談を聴く担当者としている。生活課題について話しを聴く必要があると思うのですが、貸付制度説明に収支しているのが現状です。貸付相談体制の充実が望まれます。</p>
513		<p>H21、10月の生活福祉資金貸付業務制度改正は、いわゆる貸付に名を借りた「ばらまき」としか思えない。であるならば、給付をもって充実させるべきであり、仕事のない方に新たな債務を負わすことは、我々現場では簡単に出来ない。日常での相談をしっかりと行っていけば、ワンストップサービスデイのようなパフォーマンスは必要ない。ケースワークのスキルアップにこれからは傾注していきたい。※このアンケート回答にあたり、数値を精査する内容のものは、無回答としました。日々のケースワークで手が足りません。ご了承ください。</p>
515		<p>ハローワークでの証明書等が必要である。そのため利用者は結果、たらいまわしにされている。今の施策（住宅手当、臨特つなぎ含む）は、職安での証明が必須となっており、社協、自治体と窓口を分けて制度を再改正し職安の施策として、総合支援資金、つなぎ資金、住宅手当を職安で行ってほしい（本当の意味でのワンストップ）。雇用施策は国の責任であるため、国の責任で国の機関で完結する事を望む。</p>
516	市社協等	<p>昨年 10 月からのセーフティネットは以前と違いやや機能していると思われます。こちらでは 12 月よりも 1 月に入ってから相談件数が急増しております。必要なことは知りながらこのアンケートがあとまわしになることを申し訳なく思います。</p>